

NPOバンクを貸金業規制法改正における適用除外とすることについて

061101 全国 NPO バンク 連絡会 <ご連絡は以下へ>

E-mail: community-fund@r2.dion.ne.jp 奥田

【貸金業規制法改正に対する基本的な考え方】

私たちは、基本的に貸金業法の改正について歓迎している。多重債務者の救済は社会的な課題であると同時に、私たち NPO バンクの中にはそれをミッションとしている団体も存在する。今回の改正によって、社会的弱者を守る仕組みを今以上に補強していくべきだと考えている。

しかし通常の営利融資の場合、焦げ付きのリスクと金利の必要性は比例するため、融資金利を下げればそれだけ融資が必要なのに排除される人が増えることになる。だからこそ、一方で、社会的弱者、融資機会に対しての弱者に適合できる低利の融資の仕組みを守る必要があり、そのためにはセーフティネットや、NPO バンクのような非営利の融資の仕組みも、同時に促進していかなければならないはずである。

【NPOバンクの現状と可能性】

NPO バンクとは市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や社会的課題に対して低金利で融資を行う「非営利バンク」のことである。例えば新潟では、約600万円を集めて被災地復興等の活動のためのNPOバンクが設立されているし、日本共助組合では、教会の中で40年にわたってコモン・ボンドとして多重債務者支援も含む融資を行ってきた。

このようにNPOバンクは、社会的な支援を目的として市民の意思によって生まれた事業であり、非営利・小規模な組織体で活動は専門家も含むボランティアベースで行なわれている。

市民側からの社会的案件に対する自主的な資金提供の仕組みは、例えば「新潟県中越地震から2年たつが、その被災者の7割が将来の生活については不安を抱いている」(毎日新聞調査)中で、自主的な復興を地域自らが行うための資金源としての新潟におけるNPOバンクのように、他の場面でも将来の民間の社会的活動への重要な「エンジン」と成り得るものである。

【世界的なNPOバンク「グラミンバンク」の2006年度ノーベル平和賞受賞】

今年度のノーベル平和賞は、グラミンバンクとその代表であるムハマド・ユヌス氏が授与された。グラミンバンクは、NPOバンクもその仕組みを参考にしている社会的融資を目的とした市民による非営利バンクで、NPOバンクはいわば「日本における先進国型のグラミンバンク」であり、21世紀の「頼母子講」「無尽」である。

バングラデシュで貧困に苦しむ農村の女性らを対象に、無担保で少額の信用貸し付けを行う「マイクロ・クレジット(小口融資)」を行ってきたグラミンバンクの活動を見ても理解できるように、社会的活動を目的とした非営利金融は多重債務者を増加させてきた安易な営利型貸金業の対極にあるものである。そして、それは非常に重要な活動であるということが今回の受賞で世界的に認められた。その国際的潮流の中では、本来NPOバンクは日本での同様の取り組みとして、むしろ積極的に促進すべき性質のものではないだろうか。

【社会性を持った資金循環の必要性】

また「自分のお金」を市民同士が営利目的でなく社会性を求めて集め、循環させていくという行為は、資本主義経済の下で成熟した社会を作っていくために、企業がCSRやSRIを行うことと同様に将来の日本にとって必要な要素であると考えられる。一方、自分のお金の使い方を自分で選択する自由は、現代の基本的人権の一つであろう。

金融庁は、昨年度の金融商品取引法策定の中で初めて「社会的な非営利金融」の存在を認め、法に位置付けている。今回の貸金業規正法についても同様に「社会目的の非営利金融」というものを認知し、金融行政の中で法的な整合性をつけることも筋として行われるべきである。

【貸金業規制法改正によってNPOバンクの活動を破綻させるべきではない】

今回の貸金業規正法改正は、多重債務者を救済することを最大の目的としている。大手貸金業者などの様々な反社会的な行動が連日のように報道されていることもあり、実際に多重債務者を増加させないための法的な規制は、早急に対応すべき社会的課題である。その解決のため今回の法改正では小規模の貸金業者を排除し（財産的基盤が5000万円以上）、法執行体制を強化するための規定を多く設定し、結果として必要諸経費がこれまで以上にかかる予定である。

しかしこの法改正の内容は、小規模・非営利でボランティアベースであるからこそ成り立っているNPOバンクが成立できない条件であり、改正法からの適用除外が出来ない場合には、ほとんどのNPOバンクの動きが破綻してしまう。

今回の法改正によって多重債務者を救済することは重要だが、そのことを理由にして安易に悪質な貸金業者と一緒にNPOバンクを破綻させてしまうということは、世界的評価の流れから見ても、様々な分野でセイフティネットを確保する必要があるという面から見ても、NPOバンクの将来の様々な可能性を考慮しても、決して行うべきではないと考える。

【一方で、NPO法（特定非営利活動促進法）改正に向けて】

今回の問題点は、日本では法的に非営利金融という考え方がまだ存在せず、またNPO法では出資が認められていないためにNPOバンクがNPO法人格を取得できず、結果として一般の営利貸金業者と一緒に法体系の中に入らざるを得ない、ということでもある。

今回の貸金業規制法改正の一方でNPO法の改正が2007年に行われるが、そのための内閣府のパブリックコメントの中でNPOセクターへの資金源としてNPOバンクの必要性が言及されている。また環境省では、今後の環境分野への資金源としてNPOバンクについて想定されている。

非営利性や公益性を求めている現在の貸金業規制法とNPOバンクとは、性質が基本的になじまない部分がある。そのため前記のように行政もその有用性を認めているのであれば、むしろNPO法の下で積極的に社会的非営利金融という形態を認め、「出資型の非営利金融NPO」を施政の中で位置付けるべきではないか。

【貸金業規制法改正に対する要求】

前述の理由により貸金業規制法の改正に際しては、以下の内容をご検討頂くことを求める。

- 1、 貸金業規制法からのNPOバンクの適用除外
- 2、 もしくは、それに準ずる形での貸金業規制法内でのNPOバンクに対する規制緩和
- 3、 また、2007年度のNPO法改正での「出資型非営利金融」制度の開設